

## □■タイ個人情報保護法■□

こんにちは。島根・ビジネスサポート・オフィスの松田です。

今回は 2019 年 5 月 28 日に施行されたタイの個人情報保護法についてお伝え致します。

### 1. タイ個人情報保護法について

タイでは、これまで憲法や民商法、通信ビジネス法などで、個別に個人情報保護規定を設けていました。今回施行された個人情報保護法（Personal Data Protection Act 以下、PDPA）は、タイで初めてとなる包括的な個人情報取扱に関する法令です。

PDPA は、第 1 章（個人情報保護委員）、第 2 章（個人情報保護）、第 3 章（データ主体の権利）、第 4 章（個人情報保護機関）、第 5 章（異議申し立て）、第 6 章（民事責任）、第 7 章（制裁金）の計 7 章、96 節で構成されています。このうち、基本原則や、データ主体、データ管理者などの内容は、EU 一般データ保護規則（GDPR）を参照して定められています。

主な規定については告示日（2019 年 5 月 27 日）から 1 年後の 2020 年 5 月 27 日まで 1 年間の移行期間を設けることを定めています。本法に関する細則が出揃うのは 2021 年とされていますが、罰金刑等を含めた施行は本年 5 月 27 日からであることから、大手を中心に一部の日系企業も対策を始めています。以下より、本法の概要及び注意点などを簡単にご説明します（個人情報保護対策を取られる場合は、正式に専門家にご相談ください）。

### 2. 個人情報の定義

本法における「個人情報」とは、個人を直接または間接に特定できる情報と定義されています。そのため、直接的に個人を特定できる情報を収集する場合でなくとも、個人特定しない情報を複数集めると当該個人を特定できてしまう場合は、本法で定義される「個人情報」に含まれてしまいます。また、従業員の情報も個人情報に該当するため、ほとんどの企業が個人情報を収集する個人情報管理者として定義されます。

個人情報管理者とは、個人情報の収集や使用、開示に関する決定権を持つ自然人または法人を指します。さらに、個人情報管理者の指示に基づき、個人情報の収集、使用、開示を行う自然人または法人は、個人情報取扱者として定義されています。

### 3. 適用範囲

本法は、個人情報管理者及び個人情報取扱者がタイに所在している場合に適用されます。この場合、個人情報の取得や使用、開示がタイで行われるかタイ国外で行われるかを問いません。

さらに、以下のいずれかに該当する場合は、タイ国外に所在する企業等が、タイ国内の個人情報を収集・利用・開示する場合にも適用されます。

①個人情報の収集、利用、開示が、タイ国内の個人情報保有者に対する製品やサービスの提供に関わる場合。

②個人情報の収集、利用、開示が、タイ国内で行う行動のモニタリングに関わる場合。

よって、在タイ企業だけでなく、場合によっては日本本社などのタイ国外企業等にも適用される可能性があるため、注意が必要です。

#### 4. 今後の個人情報収集

今後、個人情報の収集に際しては、収集前もしくは収集時において、その収集の目的等を個人情報提供者に対して通知する必要があります。主に通知事項は、収集目的、データ保存期間、個人情報管理者の連絡先、個人情報開示先の情報、個人情報を開示する必要性及び開示がない場合の影響などです。この通知については、個人情報を収集する際は必須とされています。

さらに個人情報を収集する際は、個人情報提供者の同意も得る必要があります。同意については、書面もしくは、電子的方法により明示的に行われること、同意取得については、その形式や文章が理解しやすいものであることなどが要求されています。尚、個人情報提供者は、個人情報提供についての同意撤回やその情報のコピー請求、情報の修正等を要求する権利を有しています。

同意取得の免除事由等も定めがあるようですが、現時点では不明瞭であるため、今後の細則や実務的運用の動向を注意しておかなければなりません。

#### 5. 罰則規定

気になる罰則規定ですが、個人情報管理者もしくは個人情報取扱者が本法に違反した場合は、民事上の責任や刑事上の責任が規定されています。民事上の責任としては、その違反が不可抗力等でない限り、故意または過失に関わらず生じた損害について賠償する旨が定められています。また、刑事上の責任としては、個人情報管理者に対する最大の刑罰として1年以下の禁固もしくは100万バーツ（日本円で360万円程度）以下の罰金、または、その両方が科されることが規定されています。

#### 6. 日系企業の対応

最後に、本法施行前に、日系企業がどのような対策を行っているのかご紹介します。

##### ①顧問弁護士に相談、顧問弁護士を新規契約

一番多いのは在タイ顧問弁護士に相談し、それぞれの企業に応じた対策を検討しているという対応が多いようです。また、この相談を機にタイ現法においては顧問弁護士契約を結んでいなかった企業も、新たに在タイ弁護士と顧問契約を結ぶケースが増えています。

##### ②自社で取り扱う個人情報の調査

自社内の各セクションにおいて取り扱っている個人情報の洗い出しや整理を行っています。企業規模が大きいほど、この作業に時間を要しているようです。

### ③個人情報収集に関する通知書類の作成

対応が早い企業だと、既に個人情報収集に関する通知書類の作成も進めているようです。また、同意書も併せて作成し同意書徴求の社内ルールを検討している企業もあるようです。

## □■タイの高齢者マーケット■□

こんにちは。島根・ビジネスサポート・オフィスのヨンです。

私からはタイの高齢者マーケットについてお伝え致します。

タイは、2005年から高齢社会（総人口の10%が60歳以上）に突入しており、2021年には完全高齢社会（総人口の20%が60歳以上）、2031年には超高齢社会（総人口の28%が60歳以上）に入ると予想されています。このような社会状況を背景に、タイの高齢者市場は国内外から非常に注目されています。タイ政府も医療分野を重点産業としており、「タイランド4.0」においても、10のターゲット産業の1つとして挙げられています。また、プラユット首相の施政方針演説においても、今後取り組む必要がある12分野のうちの1つとして「福祉制度」について言及しています。

2019年におけるタイの高齢者向け商品・サービスの市場規模は昨対比10%増加し、1,070億バーツ（約3,852億円）となっており、高齢者関連企業は今後も、高い成長可能性があります。しかし、年齢によってニーズが異なるため、各年齢のニーズに合った商品及びサービスを考える必要があります。

カシコン銀行研究センターによると、2018年におけるタイの高齢者1,170万人のうち、各年齢の割合は、60-69歳が57%、70-79歳が29%、80歳以上が14%とされています。2024年には、タイの高齢者は1,460万人になり、60-69歳は56%、70-79歳は31%、80歳以上は13%になると予想されています。

## 年齢層に合った高齢者向け商品・サービス

年齢層	特徴	商品・サービス
60-69 歳	<ul style="list-style-type: none"> <li>・おしゃれな生活をしていて、仕事を続けている。</li> <li>・インターネットを利用し、ネットショッピングも活用。</li> <li>・外出・旅行が好き。</li> <li>・健康を気に掛けている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>健康食品</b>（栄養機能食品等） クリーンフード、オーガニックサラダ、ハーブドリンク等</li> <li>・ <b>運動器具・美容品</b> 高齢者向け運動器具、しわ取りクリーム等</li> <li>・ <b>ファッション</b> 高齢者向け下着、洋服、アクセサリ等</li> <li>・ <b>介護グッズ</b> 薬の飲み忘れ防止アラーム等</li> </ul>
70-79 歳	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 家族と同居している。</li> <li>・ 体の機能障害があり、持病を持つ人も多い。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>健康食品</b> 医師の指示に基づいた持病に合った食品、消化しやすい食品等</li> <li>・ <b>家具</b> 高さを調整可能なベッド、いす、テーブル等</li> </ul>
80 歳以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自宅で、家族に介護されている。</li> <li>・ 介護・老人ホームに入居している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>家具・安全用機器</b> 滑り防止タイル、手すり、及び独居高齢者見守りセンサー、車いす等</li> <li>・ <b>生活用品</b> 介護用おむつ、衛生マスク等</li> <li>・ <b>介護施設</b> デイケアセンター、老人ホーム等</li> <li>・ <b>高齢者用車両</b> 車いすのまま乗り降り可能な車両等</li> </ul>

▼ 高齢者向けの手すり



▲ 日本からの輸入商品

また、タイでは高齢者市場における購買行動を3グループに分けて考えています。

「Silver Market」(シルバーマーケット)

比較的健康で裕福な高齢者が、旅行などの自分が楽しむためにお金を使うこと。

「Senior Spend」(シニア スpend)

高齢者が子供・孫などへのプレゼントなどにお金を使うこと。

「Main Target」(メインターゲット)

高齢者の家族・近親者が、高齢者のためにお金を使うこと。

ちなみに高齢者向けビジネスにおける重要なポイント5つをそれぞれの頭文字を取って、AWUSO(タイ語でシニアと言う意味)とされています。

A : Attraction (引きつける)

文字や目立つイラストでアピールする。分かりやすく簡単な説明を心掛ける。

W : Word of Mouth (クチコミ)

高齢者は本人だけではなく、子供・近親者の意見が反映されるため、彼らにもアピールする。

U : Union (付き合い)

高齢者は友達と情報交換することが好き。グループ活動も多い。

S : Sincere (正直)

正直な情報展開が必要。

O : On-line & Off-line (オンライン&オフライン)

高齢者はテレビ・ラジオからの情報が主であるためCMが重要。また昨今では、インターネットを利用し、オンラインでの情報取得を行う高齢者も増えはじめている。

高齢者市場が高い成長を遂げている一方で、タイの高齢者は収入が高くないため、子供・近親者が高齢者向け商品等を買っているケースがほとんどです。そのため、高齢者向け商品・サービスの価格は高齢者が買えるかどうかだけではなく、子供・近親者が買えるかどうか考える必要があります。タイの高齢者の年間収入平均は20,000-40,000バーツ(約72,000-144,000円)、4%の高齢者だけ300,000バーツ(約1,080,000円)以上収入があります。ほとんどの収入は子供、近親者からもらっていることが多く、高齢者向け商品・サービスについては、子供や近親者の意見が反映されることがほとんどです。国立統計記録の情報によると、2017年のタイ人の世帯年収1ヶ月当たりの平均は26,946バーツ(約97,000円)、支出平均(高齢者向けの費用含まない)は21,437バーツ(約77,000円)に

なっています。そのため、高齢者がいる家族の場合、高齢者のために使えるお金はあまりありません。

ちなみに、私の母も高齢者のため、母が家で暮らしやすくするため最近家を改装しました。トイレのタイルを滑りにくいものに変えたり、家の中に手すりを付けました。改装費用は、私の収入だけでは賄えないことから、一部、銀行のローンを利用しました。

また、価格以外にも、タイではまだまだ高齢者向け商品の種類や情報が少ないという問題もあります。医療・介護機器の多くは、タイ国外から輸入されています。タイ国外から輸入された商品の情報も、使用方法を含めて、まだまだタイ人高齢者には知られていません。また、日本の便利な介護機器（在宅用介護ベッドなど）も一部販売されていますが、価格の問題はもちろん、アフターメンテナンスがなかなか出来ないことも課題となっています。

### デイケア施設、介護・老人ホーム事業について

都市化の影響により、タイ社会は日本と同様、核家族化が進んでいます。一人で暮らしている高齢者は年々増加しており、国立統計記録によると、2014年時点、独居高齢者が約880,000人いる（男性320,000人、女性560,000人）とされています。そのため、タイ国内では近年、高齢者向け施設のオープンが相次いでいます。

現在、民間の介護・老人ホームは約800ヶ所あり、うち95%が小規模（最大30床程度）で、医者が運営している所がほとんどです。民間の介護・老人ホームの年間売上は、約4,000,000-16,000,000バーツ（約14,400,000-57,600,000円）です。また、国立の介護・老人ホームも約30ヶ所あります。国立の介護・老人ホームは比較的規模が大きく、1ヶ所当たり約100床以上あるため、希望者も多いです。民間の介護・老人ホームの1人あたりにかかる1ヶ月平均費用は15,000-30,000バーツ（約54,000-108,000円）で、デイケアサービス平均料金は1日当たり700-1,200バーツ（約2,520-4,320円）です。

最近では、定年退職後にタイにロングステイする外国人が増えており、タイ人高齢者だけでなく、外国人高齢者も介護・老人ホームのターゲットとなっています。カシコン銀行研究センターデータにより、2016年にタイでロングステイビザを持つ外国人高齢者（50歳以上）は約68,300人おり、2014年と比較すると9%増加しています。外国人高齢者から人気の滞在都市はチェンマイ、ホアヒン、パタヤ、プーケットです。タイにロングステイしている外国人高齢者は富裕層が中心であり、リゾート風施設に入居しています。また、外国人高齢者向けの介護・老人ホームだけでなく、コンドミニアムも人気です。最近、タイ不動産開発業者は外国人や富裕層のタイ人高齢者向けの退職者専用コンドミニアムの開発を始め、平米当たり4,000,000-17,000,000バーツ（約14,400,000-61,200,000円）で販売しています。

このように、タイの高齢者市場は急速に拡大しています。自宅介護用の医療・介護機器はもちろん、高齢者向け施設の新設・増設に伴う医療・介護機器のニーズもどんどん増えています。日系企業の進出も徐々に進んでいますが、医療・介護機器をタイで販売するには、FDA（タイ食品医薬品承認局）の認証が必要であり、現地法人でないと認証を取得できない

点や、前述のアフターケアの問題等の課題もあります。島根・ビジネスサポート・オフィスでも、タイ高齢者市場に関する情報提供は可能ですので、お気軽にお問い合わせください。



▼ タイの高齢者



### □ ■ タイでの e スポーツ ■ □

島根・ビジネスサポート・オフィスのヨンです。

皆さんは、最近人気急上昇している「eスポーツ」をご存知でしょうか？

数年前までは、ゲームに対する意見は少しネガティブであり、無益だと思っている人も多かったかもしれませんが、eスポーツ業界を知ると、その意見が変わるかもしれません。

「eスポーツ」とはエレクトロニック・スポーツの略称であり、コンピューターゲームやテレビゲームなどをスポーツとして競技するものです。「eスポーツ」は個人で対戦するものとチームで対戦するものと2種類あります。そして、「eスポーツ」のゲームにはスキル、練習、戦略、チームワークが求められます。プロゲーマー、あるいはeスポーツ選手は基本的に、Amateur Player(素人)、Semi-Pro Player(玄人未満)、Professional Player(玄人)といった3つのレベルに区分されます。「eスポーツ」は老若男女を問わず、誰でもプレイできます。



出所: Garena Thailand Official Facebook

「eスポーツ」は北米をはじめ、中国、日本、韓国など多くの国からスポーツとして認められています。特に中国と韓国ではeスポーツ市場が非常に発展しており、eスポーツ選手がたくさんいるようです。2017年の世界eスポーツ業界の収益は6.96億ドル（約760億円）となりました。収益の内訳は北米が37%を占めており、中国は15%、韓国は7%と続きます。それらの収益の大部分はスポンサー料と広告料であり、その他がアイテム課金、グッズ・チケット販売、放映権料、著作権許諾料などです。

タイでは2017年に、タイ国スポーツ局と観光・スポーツ省が、体を動かすスポーツと同様に「eスポーツ」の協会を結成することを承認しました。協会の名前はタイeスポーツ協会（TESF）です。

タイ・デジタル経済振興庁（DEPA）によると、タイのゲーム産業は4年前の2015年と比較して12.7%成長しました。また、ゲームおよびeスポーツの市場調査会社であるNewzoo社によると、2018年にはタイゲーム市場が世界19位であり、収益が約200億バーツ（約720億円）とされています。タイ国内のゲーム人口は約18百万人です。主な収入源はゲームやゲーム内の有料ダウンロードコンテンツなどです。しかし、多くのゲームコンテンツは日本やアメリカといったタイ国外事業者が製作したゲームであり、タイ事業者が製作したゲームはまだ少ないです。

### eスポーツ市場

#### ・ eスポーツ関連事業

eスポーツ業界は急成長しているので、eスポーツ大会の運営企業をはじめ、スポンサー企業など、様々なeスポーツ関連事業が発生しました。主なeスポーツ関連事業は以下の4つです。

1. eスポーツ大会のスポンサー
2. eスポーツチームのスポンサー
3. ゲームのキャンペーン運営
4. ゲームの関連商品製造



▲ eスポーツ競技会場として利用された映画館  
出所: [www.majorcineplex.com](http://www.majorcineplex.com)

さらに、「eスポーツ」に携わる職業も増加してきました。（プログラマー、ゲーム実況者、ユーチューブ・ゲーミング、ゲーム開発者、eスポーツ選手の栄養学者、eスポーツ選手のコーチ、チームのマネージャー、イベント運営者など）

eスポーツ選手は普通のスポーツ選手のように練習する必要があります。練習計画、練習時間、休憩時間、運動時間（健康を維持するため）などをしっかり管理されます。タイのeスポーツ選手は1ヶ月平均約50,000バーツ（約180,000円）の給料をもらっているそうです。



### ・ eスポーツに関するビジネスを行っている4つのタイ大企業

#### 「Major Cineplex」 (タイで映画館の運営を行っている)

Major Cineplexは、最近の若者が映画館に行かなくなっているため、映画館をeスポーツ競技の会場としています。それにより、eスポーツ会場としての収益だけでなく、若者を映画館に誘致することにも繋がっています。

#### 「Buriram United」 (タイ東北部のブリーラム権の有名なサッカークラブ)

Buriram Unitedはeスポーツ選手のチームを作って、eスポーツ選手をProfessional Player(玄人)になるように訓練させています。また、eスポーツ関連の商品も製作・販売しています。将来はeスポーツ大会向けのスタジアムを建設することも計画しています。

#### 「AIS」 (タイ携帯電話通信サービス最大手)

AISはeスポーツ大会のスポンサーだけでなく、国際大会に勝つためにタイプロゲーマー育成の推進を行っています。たとえば、インターネット使用料無料でモバイルゲームをプレイできるSIMカード、eスポーツ大会動画を見ることができるアプリなどです。

#### 「Acer」 (パソコン及び関連機器メーカー企業)

Acerはタイeスポーツ協会(TESE)と協力し、タイで流行しているゲームから良い選手を選抜するために、複数のeスポーツ大会を運営しています。

### ●タイでの「eスポーツ」を推進する働き

#### ・タイ国内での国際的eスポーツ大会

Garenaはシンガポールからのオンラインゲーム・デジタルファイナンスに従事するデジタルサービス企業です。2019年4月に、当社はタイで初めてGarena World2019という「eスポーツ」イベントを行いました。このイベントでは新作ゲームが公開されたり、国際eスポーツ大会が開催されました。この国際eスポーツ大会は東南アジアでトップクラスの大会となり、賞金の合計金額が17,000,000バーツ(約61,000,000円)となりました。

#### ・eスポーツに関する教育

1. タイ国スポーツ局は2018年にeスポーツ課程を作成しました。eスポーツ課程とは5-17歳の子供たち向けのサマースクールです。基本的なeスポーツの概要や専門スキルなどを勉強できます。
2. 東南アジア最大のオンラインゲーム企業であるGarenaはタイ・デジタル経済振興社(DEPA)及びタイ国家イノベーション庁(NIA)、タイの7校の一流大学と提携しており、Garena World2019のイベント内でゲーム作成・開発をはじめゲーム業界のマーケティング戦略、AR・VRテクノロジーなどゲーム・eスポーツについての講義を行いました。
3. タイの様々な大学は、将来のゲーム・eスポーツに携わる市場に対応するために、eスポーツ業界の人材を支援しています。多くの大学はゲーム、eスポーツに関する教育・活動を行っています。以下に一例を挙げます。

### 「バンコク大学」

ゲーム・デジタルメディア課程、ゲーム業界へのインターンシップ、大学生向けのeスポーツ大会

### 「スリパタム大学」

ゲームデザイン課程、eスポーツ選手養成課程など。

### 「トゥラキット・バンディット大学」

ゲーム開発課程、ゲームデザイン課程、eスポーツ応用課程

### 「キングモンクット工科大学トンブリー校」

ゲーム開発専門課程

現在では、インターネットに誰でも便利にアクセスすることができ、パソコンでもスマートフォンでもオンラインゲームをプレイできます。そして、「eスポーツ」は世界でスポーツとして認められたため、ただゲームを楽しくプレイするだけではなく、収入を得るチャンスにもなることから、オンラインゲームの人気は一段と飛躍しています。タイでもeスポーツ業界は急成長し、ゲーム企業に関するビジネスや新しいマーケティング戦略も増加しています。eスポーツ業界のみならず、他の業界にも影響を与え、市場規模が拡張しているようです。タイの「eスポーツ」市場は北米や中国などと比較すると、まだまだ発展途上ですが、ゲーム開発に関する教育をはじめ、タイeスポーツを推進する働きにより、急速に進歩すると思います。



※別紙にタイ・インドネシア・ベトナムの展示会情報をまとめました。

サポートオフィスでは、現地で開催される展示会へのアテンドも行っております。

関心のある展示会がございましたら、お気軽にご連絡ください。

担当：神谷 靖子 Yasuko Kamiya

Address :1 Glas Haus Building, 12 FL., Room 1202/D,Soi Sukhumvit 25,  
Sukhumvit Rd.,Klongtoey-Nua,Wattana,Bangkok 10110

Tel :+66-(0)-2-261-1058

Mobile :+66-(0)-89-200-7763

Mail : [shimane-bizsup@aapth.com](mailto:shimane-bizsup@aapth.com)

➤ タイ経済指標

項目	単位	2016	2017	2018	2019
GDP 成長率	前年比ベ(%)	3.4	4.0	4.1	2.5(1~9月)
人口*	千人	67,506	67,697	67,869	68,000(10月)
労働者の数*	千人	37,792	37,716	38,353	38,222(11月)
失業率**	%	0.99	1.18	1.06	0.99(11月)
最低賃金*	バンコク	300	310	325	325(12月)
	チョンブリー	300	308	330	330(12月)
	アユタヤー	300	308	320	320(12月)
	ラヨーン	300	308	330	330(12月)
賃金:全国製造業の平均	パーツ	12,402	12,473	12,831	13,122(11月)
インフレ率**	前年比ベ(%)	0.19	0.67	1.06	0.69(11月)
中央銀行政策金利*	%	1.50	1.50	1.75	1.25(12月)
普通貯金率**	%	0.47	0.47	0.47	0.47(11月)
ローン金利(MLR) **	%	6.47	6.35	6.32	6.31(11月)
SET 指数*	1975年:100	1,542.9	1,753.71	1,563.8	1,579.84(12月)
パーツ/100円**	パーツ	32.53	30.27	29.26	28.48(12月)
パーツ/米ドル**	パーツ	35.30	33.9	32.31	31.05(12月)
円/米ドル**	円	108.8	112.2	110.4	109(12月)
車販売台数(1月からの累計)	台数	765,593	869,763	1,041,311	952,001(11月)
BOI 認可プロジェクト	件数	1,688	1,227	1,469	1,074(1~9月)
BOI 認可プロジェクト金額	10億パーツ	861.3	625.08	549.48	274.34(1~9月)

\*期末、\*\*平均